平成２３年（フ）第５９７号
広島市中区昭和町３番３―202号
債務者　千﨑　玲子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　香乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５号
広島市佐伯区薬師が丘４丁目16番28号
債務者　高橋　昌也
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　弘美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０７号
広島県東広島市西大沢１丁目29番１号
債務者　山﨑　恵子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　達麻
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０８号
愛媛県伊予市下吾川232番地126
債務者　小野　忠雄
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８０号
埼玉県坂戸市大字島田94番地
債務者　市川　徳夫
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８号
岩手県奥州市胆沢区小山字附野73番地17
債務者　小野寺法正
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第２４号
栃木県小山市暁２丁目２番27号
債務者　中根　行雄
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２７５号
札幌市手稲区前田６条13丁目３番25号　ブルーハウスＢ―102号
債務者　田澤　正雄
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齊藤　佑揮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３３号
埼玉県所沢市大字牛沼172番地の３サニーハイム102
債務者　渡邊　　保
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１７２８号
大阪府枚方市都丘町27番５―403号
債務者　山田　眞紀
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾島　史賢
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第９９号
函館市高盛町27番15号
債務者　本庄幸一郎
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２０３号
岐阜県大垣市南若森町228番地４　レジデンスセラータ116号
債務者　福田　修二
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
山口県宇部市西宇部北３丁目14番２号
債務者　大空　千恵
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第７０号
埼玉県春日部市緑町１丁目２番16号
債務者　亀沖ゆかり（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
千葉県印旛郡栄町安食１丁目８番地１　シャーメゾンⅡ―202
債務者　真鍋美津子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４９号
千葉県四街道市小名木483番地２　サンライズ幸和Ｉ203
債務者　小林　　豪
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第５７号
千葉県佐倉市大崎台２丁目３番地７
債務者　中島　　愛
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部